

厚生労働省発能 0916 第 1 号
平成 2 1 年 9 月 1 6 日

労働政策審議会会長 殿

厚生労働大臣

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条第一項第一号の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

- 1 職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令案要綱
- 2 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱